

2023年度青年研修「初／中等教育（教育DX）」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中部センター（以下、「JICA 中部」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた教育デジタル・トランスフォーメーション（以下、「教育DX」という）分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成すべく、教育DXに関する必要な知識や制度に関する研修を行うものです。本業務の遂行にあたっては、学校法人聖徳学園 岐阜聖徳学園大学（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、デジタル・シティズンシップ（協定）を岐阜県と結んでおり、岐阜市におけるデジタル・シティズンシップ教育推進の全体構想や、教職員・児童生徒・教職を目指す学生等情報活用能力の育成を図っています。本協定は全国初の試みであり、本協定に基づき、デジタル・シティズンシップ及び学校教育におけるデジタル機器等の活用に関する知見を、岐阜市教育委員会所管の各学校に提供すると共に、同学教員・学生の新たな研究・実践のフィールドが提供されています。また、同大学には「デジタル・シティズンシップ プラス」の著者であるICT教育の専門家や文部科学省ICT活用教育アドバイザー等が在籍し、当該分野への知見・経験・ネットワークを豊富に有していると考えられます。また、小中学校からの教育DX推進に向けた取り組みサポートや出張講座などあらゆるニーズに応えています。さらに教育機関（教員含む）やICT教育関連等、産学官公民から多様な講師を招請できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度青年研修「初／中等教育（教育DX）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2024年1月22日～2024年2月8日（予定）
- (4) 契約履行期間：2024年12月4日～2024年3月15日（予定）

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資

格を有すると認められた者。

- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行

っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

- 1) 業務を統括するための業務総括者を選任し、当機構担当者と綿密な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる者。
- 2) 業務総括者は教育 DX 分野での専門的知識・経験を有すること。
- 3) 研修コースを中部（愛知、岐阜、三重、静岡）で実施することができる者。但し、一部日程をその他の地域で実施することは差支えない。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年8月17日(木)正午まで(郵送の場合、期間内必着)
	提出場所	JICA 中部 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください)
(2) 審査結果 の通知	通知予定日	2023年8月23日(水)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 中部 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください)
	請求締切日	2023年8月30日(水)
	回答予定日	2023年9月6日(水)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2023年度青年研修「初／中等教育（教育DX）」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2023年度に係るものである。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名「初／中等教育（教育DX）」

(2) 技術研修期間（予定）

【来日研修】2024年1月22日～2024年2月8日（予定）

(3) 研修員（予定）

1) 定員 9名（予定）

2) 研修対象国 東ティモール

3) 研修対象組織・対象者

① 初/中等教育に携わる行政官（中央政府/地方自治体）または教育DX関連の省庁等、教育DXに関わる行政官

② 教育DXに関わる教員

③ 教育機関の関係者等

(4) 研修使用言語 インドネシア語

(5) 研修の背景・目的

東ティモールでは、高校生以上を対象にICT教育を実施しており、援助機関によるICT教育プロジェクトが近年実施されている。具体的には、「国連・インド開発パートナーシップ基金」からの資金援助を受け、2019年よりオイクシ県でパイロットICT教育プロジェクトが実施されていた。これにより、オイクシ県の23校の5500人以上の生徒が、校内コンピューターラボ、ロボットラボ、移動式コンピューターラボを利用でき、基本的なコンピューターアプリケーションの使用、履歴書の作成、ウェブサイトのデザインなどの技術を習得している。現在は、UNDPと教育・青年・スポーツ省（MoEYS）によって、2021年から2025年までの5か年計画「ICT Skills and Knowledge for Youth in Timor-Leste (iSKY-TL)」プロジェクトが始動している。また、若者の失業率が高く、基本的なICT技術を身に付ける事により雇用機会の向上を目指すことも同プロジェクト目的のひとつである。しかしながら、こうしたドナーの援助が入る一方、東ティモールでは高校と職業訓練校以外の教員や生徒を対象としたICT教育の取り組みは皆無であり、ICT教育の機会は十分でない。また、東ティモール国の地方自治体の体制は弱く、政府としてのICT教育普及の具体的政策がないことも大きな課題として

挙げられている。かかる背景から、東ティモールにおける ICT 教育機会へのアクセスを高め、初等中等教育と学習の質を向上させるべく、本案件は将来のリーダーとして教育 DX 分野に従事する若手行政官や教員等の知識と意識の向上を目的とする。

(6) 案件目標

日本における教育 DX を提供する制度を包括的に理解し、教育 DX 導入に向けた取り組みが検討される。

(7) 単元目標 (アウトプット)

- 1) 日本の初/中等教育分野の教育 DX にかかる経験や社会的背景を理解する
- 2) 行政や教育機関等での教育 DX 分野の学校支援や教員の能力向上に関する具体的な取り組みを知る
- 3) 関係者との意見交換を通じて相互に学び合い、教育 DX の課題解決に向けた意識が高まる

(8) 研修内容

1) 研修項目

- ア. 行政・教育委員会等からの講義
- イ. ICT 教育研究者からの ICT 基礎講座
- ウ. 教員からの ICT 機材を活用した授業・取り組みにかかる講義 (事例)
- エ. 公立・私立学校の現場視察
- オ. 関係者とのディカッション・交流
- カ. 成果発表会等

2) 研修方法

ア. 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるべく実施する。

イ. 演習・実験／実習

講義との関連性を重視し、これらを通して講義で学んだ内容を研修員が確認するとともに応用力を養うことができること、加えて帰国後の実務により役立つことを狙いとして実施する。

ウ. 見学・研修旅行

講義で得た知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を研修員が習得できるように努める。教育 DX を実施する学校や機関等への訪問も含め、研修員がより実践的に理解し現地に適応可能なアイデアを持ち帰ることを狙いとして実施する。

エ. レポートの作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めることを狙いとして実施する。

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

ウ. 日本語クラス

日本語の基礎を習得するため、日本語クラス実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年12月4日～2024年3月15日（予定）

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

- 1) インセプションレポートを事前に研修員が作成し発表会を実施する。
- 2) 日本の教育DXにかかる基礎的な知識や制度に係る講義を行う。
- 3) 教育現場の視察等を行い、教育DXの運用・授業の実施方法の研修を行う。
- 4) 教育DX分野の関係者とのディスカッション・交流を行い、知見を深める。
- 5) 教育DXに関する自国の将来的なイメージ像を掴めるよう技術的な提言、支援リソースの紹介等の支援を行う。
- 6) 最終発表会を行い、各研修員に向けた提言を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配

- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員及び同行者の国内移動手配
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 反省会への出席・研修内容、運営管理の改善案の提示
- 22) 研修監理員からの報告聴取
- 23) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 24) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 25) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってインドネシア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上